答申第１号

# 答　　申

１　不服審査部会の結論

本件一部利用決定について、別表２に掲げる利用に供しないこととされた部分のうち、別表４に掲げる部分については利用に供すべきであるが、その他の情報を利用に供しないこととした判断は妥当である。

２　審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都公文書等の管理に関する条例（平成 29 年東京都条例第 39 号。以下「公文書管理条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表１に掲げる「警視庁情報非開示決定処分取消請求事件の第一審判決について」等の利用を求める本件利用請求に対し、東京都知事（以下「知事」という。）が令和７年９月 11 日付けで行った本件一部利用決定について、訴訟代理人弁護士の印影に係る部分を利用させないとする理由の記載は、理由付記の要件を欠き、また、裁判例の事件番号及び判決文に含まれる情報と同一の情報は公文書管理条例第 19 条第１項第１号イに該当しないなどとして、その取消しを求めるものである。

３　審査請求に対する知事の説明要旨

本件一部利用決定は、理由付記の程度として欠けるところはなく、また、事件番号のうち年度及び番号は公文書管理条例第 19 条第１項第１号イに該当するから、公文書管理条例に基づく適正なものであり、違法又は不当な点はない。

４　不服審査部会の判断

（１）審議の経過

本件審査請求は、令和８年１月９日に不服審査部会に諮問された。

不服審査部会は、令和８年３月６日に知事から理由説明書を収受し、同年６月 17 日から同年 10 月 28 日まで、４回の審議を行った。

（２）不服審査部会の判断

不服審査部会は、本件審査請求に係る特定歴史公文書、審査請求人の審査請求書及び審査請求書補充申立書における主張並びに知事の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア　訴訟代理人弁護士の印影に係る理由付記について

審査請求人は、決定通知書に記載されている利用に供しないこととした理由について、引用されている東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第５号。以下「情報公開条例」という。）第７条第３号本文後段の要件（「公にすることにより…事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」）に言及されていないことを理由に、同号に掲げる情報に該当するとされた根拠が判然とせず、したがって公文書管理条例第 19 条第１項第１号ロに該当するとされた根拠も判然としないため、利用請求者において、いずれの利用制限事由に該当するのかをその根拠とともに了知し得ないから、東京都特定歴史公文書等の利用等に関する規則（令和２年東京都規則第 32 号。以下「規則」という。）第 10 条所定の理由付記の要件を欠くものとして違法又は不当であると主張する。

これに対し知事は、情報公開条例第７条第３号は、審査請求人が引用する判例における事案のように複数の不開示事由があるものとは異なり、事業を営む個人の当該事業に関する権利又は利益を害する情報を開示しないこととしたものであるところ、決定通知書で利用に供しないこととした情報は弁護士の印影であり、開示されると文書偽造等により当該弁護士の権利等が害される蓋然性が相当程度あること、また、当該情報が決定通知書において、公文書管理条例第 19 条第１項第１号ロにおける情報公開条例第７条第３号に規定する事業を営む個人の事業に関する情報に該当するとされていることから、本件処分の根拠は容易に了知し得るものであり、理由付記の程度として欠けるところはないと主張する。

理由付記に関し、規則第 10 条は「根拠規定及び当該根拠規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定しており、理由の記載においては、決定通知書の文面から利用請求者が処分の理由を理解できることが求められている。

これを本件についてみると、決定通知書において、弁護士の印影は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報…であって、」同号ただし書のいずれにも該当しないため、「情報公開条例第７条第３号に掲げる情報に該当する」と記載されている一方で、審査請求人が指摘するとおり、同号本文後段の要件（「公にすることにより…社会的な地位が損なわれると認められるもの」）の該当性について記載がないことが確認できた。したがって、利用させないこととする根拠規定は明確である一方、当該根拠規定を適用する根拠を決定通知書から理解できるかが問題となる。

この点、本件で利用に供しないこととされた弁護士の印影は、訴訟において裁判所に提出した書面に押印されているものであり、このことを踏まえれば、本件における弁護士の印影は、弁護士の事業運営上の地位に関わるものであることは認識し得ると言える。そして、こうした性質を持つ弁護士の印影が、決定通知書において、情報公開条例第７条第３号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、「情報公開条例第７条第３号に掲げる情報に該当する」と記載されていることからすれば、本件理由

付記は、開示することによって弁護士の事業運営上の地位を損なうおそれがあるとの理由を理解することができないものとまでは言えず、理由付記について規定した規則第10条に違反するとまでは認められない。

もっとも、理由説明書で説明されているとおり、弁護士の印影は、公にすることによって、偽造により悪用されるおそれがあり、当該弁護士の正当な利益が害されるおそれがあることを根拠に情報公開条例第７条第３号に該当するとした知事の判断自体は妥当であるものの、決定通知書において処分の理由が求められる趣旨が、知事の判断の慎重と合理性を担保することによる恣意の抑制及び処分の相手方の不服申立てにおける便宜にあると解されることからすると、印影の偽造や悪用のおそれなど根拠規定を適用する根拠（理由）を具体的に記載しておくべきであった。本件理由付記はこの点において適切さを欠くと言わざるを得ず、今後、知事は、適切に対処するよう留意されたい。

イ　事件番号を利用に供しないこととした判断の妥当性について

審査請求人は、別表２項番１から４までにおける事件番号及び判決文に含まれる情報と同一の情報については、最高裁判所が発行する判例集のほか、裁判所ウェブサイトや著名な判例雑誌にも登載されているとして、情報公開条例第７条第２号イの「慣行として公にされ…ている情報」に該当し、公文書管理条例第19条第１項第１号イに該当しないと主張する。また、完結後50年を経過した事件については、裁判所規程に基づき既に訴訟記録が廃棄されているため、当該事件に係る事件番号は、情報公開条例第７条第２号に該当せず、公文書管理条例第19条第１項第１号イに該当しないと主張する。

これに対し、知事は、判例集等においては、事件番号が掲載されていたとしても、関係者が個人である場合はその個人名を伏せて公表するなどされており、個人情報は保護すべきという社会一般の認識に配慮した取扱いがなされているから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは言えない旨主張する。また、完結後50年を経過した裁判例については、たとえ法令上の規定があったとしても、当該訴訟記録が確実に廃棄されているかについて知り得ないことから、個人のプライバシーを最大限に保護するという情報公開条例の趣旨に鑑みると、特定の個人が識別されるおそれがある以上、利用に供しないことが妥当であると主張する。

そこで以下、まず、本件で利用に供しないこととした事件番号（別表３に掲げる事件番号１から事件番号７まで）について、利用に供しないこととしたことの妥当性を検討する。

事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した年、当該事件の種類ごとに付される記録符号及び記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号である。当該事件が係属する裁判所名が判明している場合、事件番号が判明すれば当該事件を特定することが可能となる。事件の審理の過程では、様々な態様で個人の関与が予定され、その内容が訴訟記録に記載されることから、事件

番号は、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有する情報と言うべきであり、一般に個人に関する情報に該当する。そして、民事訴訟法（平成８年法律第 109 号）第 91 条第１項の規定により、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができるとされていることから、事件番号に基づき訴訟記録を閲覧することにより、訴訟記録に記載された当該事件に関与する個人の氏名等を知ることができ、特定の個人を識別することができることとなる。

したがって、事件番号は、それ自体からは特定の個人を識別することはできないものの、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることから、公文書管理条例第 19 条第１項第１号イにおける情報公開条例第７条第２号本文に該当すると認められる。

次に、同号ただし書イの該当性について検討する。

審査請求人は、本件利用請求対象文書に係る裁判例が判例集や裁判所ウェブサイトにおいて現に公表されているから、「慣行として公にされ…ている」と主張する。しかし、判例集や裁判所ウェブサイトにおいては、膨大な数の裁判例の中から、そのごく一部が公表されているにすぎないものである。そして、この公表は、事案の内容等に鑑みて、学者その他の法律専門家、行政官庁や企業の法務担当者、学生その他の関心のある国民に、参考となると思われる事実認定や具体的事実関係に則した法的判断を広く紹介するために行われ、個別具体的な判断に基づき選定の上、掲載されたものであることから、このことを捨象して、現に掲載されているという事実のみをもって、事件番号が、同号ただし書イに規定する「慣行として」公にされているものと言うことはできない。

次に、特定歴史公文書等の利用請求に対する利用の可否の判断に当たっては、公文書管理条例第 19 条第２項において「特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮する」と規定されているため、このことについて検討する。

不服審査部会が確認したところ、東京都においては時の経過を考慮するための具体的な基準が設けられていないことから、本件の検討に当たり、国立公文書館における審査基準（「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」（平成 23 年４月１日）をいう。以下「国の基準」という。）を参照することとする。国の基準によると、作成又は取得から 30 年を経過した歴史公文書等については、一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点において当該個人に関する情報を公開することとされている。そして、その一定の期間については、個人情報の性質に応じた目安が示されており、具体的には、学歴、職歴、財産、勤務評定などの個人に関する情報であって公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものは 50 年、国籍、家族、思想、健康状況などの重要な個人に関する情報であって公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものは 80 年とされている。

この点、事件番号は、前述のとおり他の情報と照合することにより特定の個人を識別

することができる情報であり、事件番号を利用に供することにより明らかになり得る本件利用請求対象文書中の氏名、住所、生年月日などは、国の基準における50年を目安として判断すべき情報に該当すると認められる。別表３の事件番号１、事件番号２、事件番号５、事件番号６及び事件番号７については、当該裁判例に係る文書の作成からいまだ50年を経過していないことを踏まえると、時の経過を考慮しても、利用に供しないことが妥当である。

一方で、別表３の事件番号３及び事件番号４については、いずれも当該裁判例に係る文書の作成から50年以上を経過しており、時の経過により、個人の権利利益を害するおそれは低減されていると言える。

また、不服審査部会が確認したところ、別表３の事件番号３及び事件番号４に係る裁判例は、最高裁判所の公式判例集に掲載されている著名な裁判例であり、かつ、法曹実務、学術研究、教育等の場面においても頻繁に引用・参照されている。

以上のように、時の経過に加えて、当該裁判例が著名であることを踏まえると、その事件番号を利用に供したとしても、個人の権利利益を害するおそれはないものと認められ、また、なお利用制限すべき事由があるとは認められないため、利用に供すべきである。

以上のことから、別表３の事件番号３及び事件番号４については利用に供すべきであるが、その他の事件番号（別表３の事件番号１、事件番号２、事件番号５、事件番号６及び事件番号７）については、判例集等に掲載されていたとしても、そのことのみをもって、公文書管理条例に基づく特定歴史公文書等利用請求制度において慣行として公にされている情報であるとは認められない。また、これらを利用に供した場合に個人の権利利益を害するおそれがないと認めるべき特別な事情もないため、時の経過を考慮しても、利用に供しないことが妥当である。

ウ　その他の情報を利用に供しないこととした判断の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、前述イのとおり、別表２項番１から４までに掲げる事件番号及び判決文に含まれる情報と同一の情報については、最高裁判所が発行する判例集のほか、裁判所ウェブサイトや著名な判例雑誌にも登載されており、情報公開条例第７条第２号イの「慣行として公にされ…ている情報」に該当し、公文書管理条例第19条第１項第１号イに該当しないと主張する。また、審査請求書補充申立書においても、本件処分の実体面に関する不服の範囲は、事件番号等に限定する趣旨ではなく、前述ア及びイ以外で利用に供しないこととした情報（別表２項番１から４までの利用に供しない部分のうち、事件番号及び訴訟代理人弁護士の印影を除いた部分。以下「その他利用に供しない情報」という。）について審査を求めているため、これらについてもインカメラ審理を行った。

その他利用に供しない情報は、いずれも公文書管理条例第19条第１項第１号イに該当

することを理由として、利用に供しないこととされているため、その妥当性について検討する。

その他利用に供しない情報は、氏名、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、個人の所属する団体名及び肩書、団体の設立年月日及び住所並びに私印の印影である。不服審査部会が見分したところ、これらのうち団体の設立年月日以外の情報は、特定の個人を識別することができる情報又は他の情報との照合により特定の個人を識別することができると認められる情報であるため、公文書管理条例第19条第1項第1号イにおける情報公開条例第7条第2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、また、前述イの国の基準に照らすと、50年又は80年を目安として判断すべき個人情報に該当すると認められるので、時の経過を考慮しても利用に供しないこととしたことは妥当である。しかし、団体の設立年月日は、団体に関する情報であり、それ自体から特定の個人を識別することはできないほか、他の情報と照合することによっても、当該設立年月日を手掛かりとして特定の団体、ひいては当該団体に所属する特定の個人を識別することができるとは認められないことから、特定の個人を識別することができる情報とまでは言うことができず、同号本文に該当するとは認められない。

以上のことから、その他利用に供しない情報のうち、団体の設立年月日については公文書管理条例第19条第1項第1号イに該当せず、利用に供すべきであるが、それ以外の情報について利用に供しないこととしたことは妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも不服審査部会の判断を左右するものではない。

（答申に関与した委員の氏名）

池田　陽子、高橋　信行、寺田　麻佑

別表1　本件利用請求情報

| 項番 | 名称等 |
|---|---|
| 1 | 資料種別　　：公文書_件名_都<br>綴込番号／文書記号・番号：２情都個第 27 号<br>請求番号　　：217.E2.36-11<br>公開件名　　：警視庁情報非開示決定処分取消請求事件の第一審判決について<br>文書年度（和暦）　：平成 02 年 |
| 2 | 資料種別　　：公文書_件名_都<br>綴込番号／文書記号・番号：１<br>請求番号　　：ス 301.245.03<br>公開件名　　：警視庁情報非開示決定処分取消請求上告事件<br>文書年度（和暦）　：平成 03 年 |
| 3 | 資料種別　　：公文書_件名_都<br>綴込番号／文書記号・番号：４<br>請求番号　　：ス 301.245.03<br>公開件名　　：警視庁情報非開示決定処分取消請求控訴事件<br>文書年度（和暦）　：平成 03 年 |
| 4 | 資料種別　　：公文書_件名_都<br>綴込番号／文書記号・番号：６<br>請求番号　　：ス 301.245.03<br>公開件名　　：警視庁情報非開示決定処分取消請求事件<br>文書年度（和暦）　：平成 01 年 |

別表２　利用に供しないこととされた部分及び理由

| 項番 | 利用に供しない部分 | 頁 | 理由 |
|---|---|---|---|
| 1 | 氏名 | 1 | 公文書管理条例第 19 条第１項第１号イ該当 |
| | 氏名、事件番号のうち年度及び番号 | 2 | |
| | 原告氏名、事件番号のうち年度及び番号 | 3 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、住所、氏名、個人の所属する団体名及び肩書 | 4 | |
| | 氏名 | 9 | |
| | 氏名 | 13 | |
| 2 | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 1 | （訴訟代理人弁護士の印影）公文書管理条例第 19 条第１項第１号ロ該当 |
| | 事件番号のうち年度及び番号、名字 | 2 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、名字 | 3 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、名字 | 4 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名、名字 | 5 | （それ以外の部分）<br>公文書管理条例第19条第1項第1号イ該当 |
| | 氏名 | 6 | |
| | 氏名 | 8 | |
| | 氏名、事件番号のうち年度及び番号、個人の所属する団体名及び肩書 | 9 | |
| | 氏名、事件番号のうち年度及び番号 | 12 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、住所、氏名 | 13 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号 | 14 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号 | 16 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号 | 20 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号 | 22 | |
| | 個人の所属する団体名及び肩書 | 31 | |
| | 氏名、事件番号のうち年度及び番号、個人の所属する団体名及び肩書 | 39 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 40 | |
| | 郵便番号、住所、氏名、事件番号のうち年度及び番号 | 42 | |
| | 郵便番号、住所、氏名、事件番号のうち年度及び番号 | 44 | |
| | 個人の所属する団体名及び肩書 | 55 | |
| | 訴訟代理人弁護士の印影、事件番号のうち年度及び番号 | 63 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名、訴訟代理人弁護士の印影 | 64 | |
| | 訴訟代理人弁護士の印影 | 65から71まで | |
| | 氏名 | 72 | |
| | 氏名、事件番号のうち年度及び番号、個人の所属する団体名及び肩書 | 73 | |
| | 郵便番号、住所、氏名、事件番号のうち年度及び番号 | 75 | |
| | 氏名、事件番号のうち年度 | 77 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号 | 78 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 1 | （訴訟代理人弁護士の印影）<br>公文書管理条例第19条第1項第1号ロ該当<br><br>（それ以外の部分）<br>公文書管理条例第19条第1項第1号イ該当 |
| | 名字、氏名 | 2 | |
| | 氏名 | 3 | |
| | 氏名 | 5 | |
| | 氏名、事件番号のうち年度及び番号、個人の所属する団体名及び肩書 | 6 | |
| | 氏名、事件番号のうち年度及び番号 | 8 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 9 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 10 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、住所、氏名 | 11 | |
| | 個人の所属する団体名及び肩書 | 12 | |
| | 住所、電話番号、氏名、事件番号のうち年度及び番号 | 33 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名、訴訟代理人弁護士の印影 | 34 | |
| | 訴訟代理人弁護士の印影 | 35から38まで | |
| | 訴訟代理人弁護士の印影、事件番号のうち年度及び番号 | 39 | |
| | 訴訟代理人弁護士の印影 | 40から69まで | |
| | 訴訟代理人弁護士の印影、名字 | 70 | |
| | 訴訟代理人弁護士の印影 | 71から79まで | |
| | 訴訟代理人弁護士の印影、氏名 | 80 | |
| | 訴訟代理人弁護士の印影 | 81及び82 | |
| | 訴訟代理人弁護士の印影、氏名 | 83 | |
| | 訴訟代理人弁護士の印影 | 84及び85 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名、訴訟代理人弁護士の印影 | 86 | |
| | 訴訟代理人弁護士の印影 | 87から105まで | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 106 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 107 | |
| 4 | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 1 | 公文書管理条例第19条第1項第1号イ該当 |
| | 氏名 | 3 | |
| | 氏名 | 5 | |
| | 氏名、事件番号のうち年度及び番号、個人の所属する団体名及び肩書 | 6 | |
| | 氏名、事件番号のうち年度及び番号 | 9 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、住所、氏名、個人の所属する団体名及び肩書 | 10 | |
| | 氏名 | 15 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 19 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 20 | |
| | 住所、電話番号、氏名、私印の印影 | 21 | |
| | 個人の所属する団体の住所、団体名及び肩書、私印の印影 | 22 | |
| | 私印の印影 | 23 | |
| | 私印の印影 | 24 | |
| | 氏名、私印の印影 | 25 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名、個人の所属する団体名、団体の設立年月日、団体の住所、私印の印影 | 26 | |
| | 個人の所属する団体名及び肩書、私印の印影 | 27 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名、私印の印影 | 28 | |
| | 私印の印影 | 29から31まで | |
| | 私印の印影、個人の所属する団体名及び肩書 | 32 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名、私印の印影 | 33 | |
| | 私印の印影 | 34 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名、私印の印影 | 35 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 私印の印影 | 36 から 38 まで | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 39 | |
| | 個人の所属する団体名及び肩書 | 40 | |
| | 氏名、事件番号のうち年度及び番号 | 42 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 43 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 48 | |
| | 氏名 | 51 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、年齢、住所 | 52 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号 | 54 | |
| | 氏名 | 71 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、年齢、住所 | 72 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号 | 74 | |
| | 名字 | 75、77、78、80 及び 81 | |
| | 氏名、名字 | 86 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名、生年月日、年齢、住所 | 87 | |
| | 氏名、私印の印影 | 88 | |
| | 事件番号のうち年度及び番号、氏名 | 89 | |

別表３　利用に供しないこととされた事件番号の分類

| 項番 | 対象事件番号 | 頁 | 事件番号区分 |
|---|---|---|---|
| 1 | 当該判決の事件番号 | ２外 | 事件番号１ |
| 2 | 当該判決の事件番号（第一審及び控訴審の事件番号を含む） | １外 | 事件番号２ |
| | 先例として引用されている事件番号 | 16 | 事件番号３ |
| | 先例として引用されている事件番号 | 20 | 事件番号４ |
| 3 | 当該判決の事件番号（第一審の事件番号を含む） | １外 | 事件番号５ |
| | 先例として引用されている事件番号 | 39 | 事件番号６ |
| 4 | 当該判決の事件番号 | １外 | 事件番号７ |

別表４　利用に供すべき部分

| 項番 | 利用に供すべき部分 | 頁 |
|---|---|---|
| 1 | 事件番号のうち年度及び番号 | 16 |
| 2 | 事件番号のうち年度及び番号 | 20 |
| 4 | 団体の設立年月日 | 26 |